

阿久比町特殊詐欺防止用電話機器等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、迷惑電話による高齢者への被害を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とし、特殊詐欺防止用電話機器等(以下「機器」という。)を購入し、及び設置した者に対し、予算の範囲内で交付する阿久比町特殊詐欺防止用電話機器等購入費補助金(以下「補助金」という。)に関し、阿久比町補助金等交付規則(昭和53年阿久比町規則第13号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 迷惑電話

一般消費者を対象とした違法又は不当な手段を用いる商取引及び特殊詐欺(対面することなく人を欺き、現金その他の財物をだまし取る行為をいう。)を目的とする電話をいう。

(2) 機器

次のいずれかに該当する機能を有するものをいう。

ア 固定電話機に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有するもの

イ 固定電話機に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有するもの

ウ 固定電話機で自動応答録音装置等を備えた迷惑電話への対策を有するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、阿久比町内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている当該年度末までに満65歳以上の年齢となる者(以下「高齢者」という。)で、次に掲げる要件のうち、第1号から第6号までを全て満たし、かつ、第7号又は第8号のいず

れかに該当する者をいう。

- (1) 町税等を滞納していない者
- (2) 阿久比町暴力団排除条例（平成23年阿久比町条例第20号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- (3) 本人又は同一世帯に属する者が、同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者（他の自治体における機器の購入に係る補助金の交付を受けていないものを含む。）
- (4) 専ら自己又はその世帯の構成員の使用の用に供するために機器を購入し、及び設置する者
- (5) 機器を購入及び設置後に生じた迷惑電話による損害について、町が一切の責任を負わないことについて了承する者
- (6) 前各号までの要件を満たさないことが補助金の交付を受けた後に判明した場合は、補助金を返還することについて了承する者
- (7) 一人暮らしの者
- (8) 高齢者のみで構成される世帯の構成員
（申請者）

第4条 補助金の交付を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、次に掲げるいずれかのものとする。

- (1) 補助対象者本人
 - (2) 補助対象者の3親等以内の親族（町外に在住するものを含む。）
- 2 補助対象者の日常の世話をしている居宅介護支援事業者、又は居宅サービス事業者は、前項の申請者に代わって申請をできるものとする。
- （補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、当該年度の4月1日以降に料金の支払いが完了する機器（新品かつ転売、譲渡を目的としないものに限る。）の購入及び設置に係る経費とする。

- 2 補助対象となる機器は、公益社団法人全国防犯協会が推奨する「優良防犯電話推奨品目録」に掲げる機器のうち、スマートフォン、携帯電話を除くものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）以下とし、5,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象者が属する世帯につき1回限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 申請者は、機器の購入及び設置が完了した時は、当該年度の2月末日までに、阿久比町特殊詐欺防止用電話機器等購入費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し又はこれに代わる書類
- (2) 補助対象の機器を購入したと明らかにわかる書類（保証書等の写し）
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、阿久比町特殊詐欺防止用電話機器等購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(検査)

第9条 町長は申請者に対して、必要に応じて、補助金の交付に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が、申請時において第3条の要件を満たしていないこと又は偽りその他不正の手段により交付を受けたことを知ったときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。